

那 霸 市 公 報

号外第702号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

平成 21 年度定期監査 (前期) の結果について (公表) 501

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号

平成 2 1 年 7 月 2 2 日

那霸市監査委員	慶	利光
同	宮里	善博
同	洲鎌	忠
同	知念	博

平成 21 年度定期監査 (前期) の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、経済観光部、環境部、生涯学習部、学校教育部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 **経済観光部**
商工農水課(旧商工振興課)、なはまちなか振興課(旧労働農水課)、観光課
環境部
環境政策課、クリーン推進課、環境保全課
生涯学習部
総務課、生涯学習課、市民スポーツ課、文化財課、施設管理課、中央公民館、中央図書館
学校教育部
学校教育課、総合青少年課、学務課、学校給食室、教育研究所、学校給食センター
- 第 2 監査の期間 平成 21 年 4 月 7 日から平成 21 年 6 月 26 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は平成 20 年度(平成 21 年 3 月 31 日現在)における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

経済観光部

商工農水課(旧商工振興課)

- 1 職員の配置状況
商工振興課の職員配置状況は、課長 1 人、室長 2 人、副参事 3 人、主幹 2 人、主査 6 人、主任主事 4 人、計 18 人である。その他、非常勤職員 3 人である。
- 2 主な所掌事務
商工振興課は、産業振興基本構想の策定、商工業の指導育成、中小企業の振興、経済動向の調査・統計及び分析、流通対策、商業適正配置、経済団体との連絡調整、特産品及び伝統工芸の指導育成、那覇市伝統工芸館、那覇市ぶんかテンプス館、小口融資、産業立地及び企業誘致、那覇市 IT 創造館、中心商店街の活性化、路上喫煙防止に関する事務、定額給付金に関する事、その他の商業振興に関する事を所掌している。
- 3 予算の執行状況
歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄地域産業立地推進協議会(10万円)、フロム沖縄推進機構(6万円)、沖縄県貿易協会(5万円)及び伝統的工艺品産業振興協会(5万円)等である。

補助金の支出は、企業立地促進奨励助成金((株)インデックス沖縄他4社)(818万2,856円)、国際通りトランジットマイル助成金(200万円)、産地組合補助金(那覇伝統織物事業協同組合他3団体)(153万2,000円)及び一万人エイサー踊り隊助成金(132万円)等である。

(2) 資金前渡、概算払について

資金前渡による支払いは、小口融資の貸付け原資である。

概算払いによる支払いは、国際通りトランジットマイル事業助成金、一万人エイサー踊り隊助成金、産地組合補助金(那覇伝統織物事業協同組合他3団体)、商店街活性化助成事業補助金(1団体)及び沖縄県企業誘致セミナー出席旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇市ぶんかテンプス館管理(4,800万円)、那覇市IT創造館管理(2,222万円)、那覇市伝統工芸館管理(1,083万2,000円)及び定額給付システム構築業務委託(443万6,250円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市IT創造館パソコン等機器賃借料(100万6,425円)、複写機賃借料(40万3,200円)、賑わい広場複写機賃借個別契約他1件(20万4,565円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、商業支援施設2,108.00㎡、那覇市IT創造館2,080.48㎡、文化活動支援施設868.60㎡及び那覇市伝統工芸館501.36㎡である。

建物は、産業育成施設3,467.71㎡(占有1,516.06㎡、貸付1,951.65㎡)、文化活動支援施設3,066.21㎡(占有2,828.46㎡、貸付237.75㎡)、那覇市伝統工芸館1,356.06㎡、実演・体験施設253.20㎡及び商業者支援施設177.80㎡である。

(2) 有価証券について

有価証券は、株式会社沖縄産業振興センター株券(5,000万円)である。

(3) 出資による権利について

出資による権利は、沖縄県信用保証協会(5億7,238万5,000円)、財団法人雇用開発推進機構(1,500万円)及び沖縄県物産公社(500万円)である。

(4) 債権について

債権は、那覇市小口資金融資貸付金(1億8,933万7,000円)である。

(5) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月7日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

定額給付金事業の印刷製本費の発注について(注意事項)

定額給付金事業の印刷製本費(463万625円)は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して随意契約をしている。那覇市物品会計事務取扱要綱第7条では那覇市契約規則第21条に掲げる限度額を超えて随意契約により物品の調達を行うときは、あらかじめ管財課長に合議するとの規定がある。しかしながら、当該印刷製本に係る契約の際の決裁においては、管財課長の合議がなされていないままに契約がされているので規則要綱を順守した予算執行を行うようにされたい。

なはまちなか振興課(旧労働農水課)

1 職員の配置状況

労働農水課の職員配置状況は、課長1人、室長1人、副参事3人、主査5人、主任主事3人の計13人である。その他、非常勤職員5人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

労働農水課は、労働及び雇用、優秀技術者の表彰、職業訓練、消費者の啓発及び消費者団体の指導育成、計量器の調査及び計量思想普及、家庭における省資源運動、農林水産業の振興、畜産、農漁業生産基盤の整備及び沿岸漁場の整備、水産施設の管理、農業委員会、公設市場の基本政策及び管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、公設市場使用料(現年度分130万6,358円)公設市場光熱水費実費徴収金(現年度分422万4,048円)である。

(2) 負担金・補助金及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県農業会議(16万7,000円)、南部農業用廃プラスチックリサイクルセンター(86万4,000円)、琉球水難救済会(75万円)、海上保安協会(52万5,800円)、沖縄県漁港漁場協会(57万4,000円)等への団体負担金である。

補助金の支出は、障害者雇用安定化推進事業(264万6,000円)、浮き漁礁の設置(163万円)等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、全国農業委員会会長大会出席負担金、水産業振興整備対策協議会委員報酬等である。

概算払による支払いは、全国農業委員会会長大会出席負担金費用弁償等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、公設市場の電気・機械設備保守管理業務委託(1,750万1,400円)、外国人漁業研修生受入事業(1,483万6,000円)、公設市場の清掃業務委託(1,068万4,800円)、公設市場の警備保安業務委託(892万5,000円)などはし就職なんでも相談センター - 委託(385万8,750円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、牧志公設市場敷地賃貸借契約(2,392万1,712円)、ファクシミリの賃貸借契約他1件(17万4,530円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、第一牧志公設市場加圧ポンプ移設(118万9,650円)、牧志公設市場衣料部冷却塔ファンモーター取替(78万4,350円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

土地は、第一牧志公設市場(占有1,801.53㎡)、安謝小船溜場施設用地(占有3,194.37㎡、貸付2,027.97㎡)、壺川漁港換地用地(貸付502.25㎡)、市民農園(占有559.50㎡、貸付643.50㎡)である。

建物は、泊船揚場倉庫2棟(占有29.70㎡)、牧志公設市場雑貨部(占有600.24㎡、貸付113.15㎡)、牧志公設市場衣料部(占有882.31㎡、貸付279.73㎡)、第一牧志公設市場(占有2,770.25㎡、貸付1,091.27㎡)、宇栄原公設市場(占有130.10㎡、貸付327.40㎡)等である。

(2) 出資による権利について

出資による権利は、沖縄県漁業信用基金協会出資金(4,230万円)、沖縄県農業信用基金協会出資金(3,725万円)である。

これらについて関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月7日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

漁業振興資金融資貸付金元利収入について(要望事項)

漁業振興資金融資貸付金制度は、沖縄県信用漁業協同組合連合会の2,200万円と合わせて協調融資資金4,400万円の枠を設定して漁業者へ貸付しているが、平成19、20年度の融資額は2,050万円で資金枠の約50%の利用率である。また、融資期間も最長2年となっているが借入れ時期によって借入期間に違いが出てくる制度になっている。このような現状は、資金の効率的な運用や利用者の利便性及び公平性の点から改善する余地があるので資金の運用のあり方と制度の見直しを検討されたい。

観光課

1 職員の配置状況

観光課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主査 3 人、主任主事 3 人、主事 2 人の計 10 人である。

2 主な所掌事務

観光課は、観光コンベンション振興計画推進業務、観光振興地域制度業務、那覇ハーリー、那覇まつり、琉球王朝祭り首里関係業務、N A H A マラソン、クルーズ船歓迎業務、F C (フィルムコミッション) 事業、台風時那覇空港対策 (民泊支援含む)、プロ野球キャンプ誘致等の事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものとして認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、首里城祭への負担金 (60 万円)、沖縄観光コンベンションビューローへの賛助会費 (39 万円)、那覇市観光協会の年会費 (21 万円) 等である。

補助金の支出は、観光協会運営補助金 (3,402 万 6,000 円)、観光協会事業補助金 (3,399 万 4,000 円)、那覇爬龍船振興会補助金 (804 万 5,000 円)、那覇大綱挽保存会補助金 (1,500 万円)、琉球王朝祭り首里実行委員会補助金 (357 万 5,000 円) である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、九州観光都市連盟への負担金、観光功労者審査委員への報酬等である。

概算払による支払いは、那覇大綱挽の事業経費、読売巨人軍市長表敬訪問随行旅費等である。

これらについて審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、屋宜第 2 ビル機械警備委託 (42 万 8,400 円)、昇降機保守業務委託 (37 万 8,000 円)、自家用電気工作物保安業務委託 (12 万 6,000 円)、冷房機保守業務委託 (26 万 8,800 円)、ごみ処理費 (4 万 8,000 円)、「那覇市の観光統計・観光客の声」平成 19 年版作成 (66 万 1,500 円) 等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、屋宜第 2 ビル賃貸借 (882 万円)、複写機の賃貸借 (30 万 7,440 円) 等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 5 月 11 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

那覇爬龍船振興会等補助金の精算遅延について (要望事項)

那覇爬龍船振興会 (804 万 5,000 円) と琉球王朝祭り実行委員会 (357 万 5,000 円) への補助金は補助団体に対して概算払されているが、精算されるまでの期間も長く、添付された証拠書類で事業の終了を確認するには不十分なものもある。補助事業については、補助の対象事業と対象経費を明確にして対象事業が終了後速やかに経費の精算ができるように補助金事務の改善に努められたい。

環 境 部

環境政策課

1 職員の配置状況

環境政策課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 4 人、主幹 1 人、主査 9 人、主事 7 人、主任技師 1 人、技師 1 人、総合現業主査 1 人、主任総合現業員 2 人、総合現業員 7 人の計 34 人である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

環境政策課は、環境基本計画、ゼロエミッション (資源循環型社会をいう。) の推進、地球温暖化対策、ISO14001 の総括及び推進、廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整、那覇市・南風原町環境施設組合、ごみ減量及び資源化、一般廃棄物処理施設等の整備計画、一般廃棄物処理業の許可及び指導、一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、家庭ごみ処理手数料 (5,076 万 8,070 円) である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇市・南風原町環境施設組合管理運営負担金 (12 億 6,721 万 5,000 円) 2008 那覇市環境フェア負担金 (210 万円) 那覇市地球温暖化対策協議会負担金 (200 万円) 全国都市清掃会議負担金 (19 万円) 国連大学ゼロエミッションフォーラム年会費 (5 万円) 等である。

補助金の支出は、住宅用太陽光発電導入促進助成事業補助金 (172 万 8,000 円) である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇市生ごみ処理機器助成金、資源物集団回収事業報償費、平成 20 年度環境推進員委嘱式の費用弁償及び食糧費等である。

概算払による支払いは、ISO14001 先進都市視察旅費、環境モデル都市国際セミナー出席旅費、国連大学ゼロエミッションフォーラム総会参加旅費、ごみ減量・資源化推進事業先進都市視察旅費、市町村のための廃棄物政策向上セミナーの旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外

は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務(5,802万2,585円)、那覇市リサイクルプラザ啓発推進業務(859万7,000円)、「買い物ゲーム」による環境教育支援事業(217万3,500円)、事業系ごみ処分手数料改定等の条例改正に伴う広報啓発業務(192万5,700円)、那覇市ゼロエミッションモデル事業業務(156万3,135円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、移動食器洗浄車賃借料(211万500円)、タクシー使用料(71万4,950円)、複写機賃借料(31万9,302円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 基金・その他について

基金は、一般廃棄物処理施設建設等基金(1億562万2,677円)、環境保全創造基金(2,511万6,109円)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月7日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

生ごみ処理機器助成事業について(要望事項)

家庭から排出されるごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付しているが、当年度予算額600万円(200件)に対し助成額381万5,331円(161件)と執行率63.6%にとどまっている。

当該助成事業の市民への広報啓発の強化、また、ごみの減量や資源化を促進する他の手法等に対する奨励金の検討等、予算の有効活用に努められたい。

クリーン推進課

1 職員の配置状況

クリーン推進課の職員配置状況は、課長1人、副参事2人、主幹1人、主査5人、主任主事4人、主事1人、環境整備主査4人、運転主査2人、主任運転手7人、主任環境整備員2人、環境整備員22人、運転手19人、主任総合現業員2人、総合現業員10人、プラント整備主査1人、主任プラント整備員2人の計85人である。その他、臨時職員33人である。

2 主な所掌事務

クリーン推進課は、一般廃棄物に係る収集及び指導、一般廃棄物(焼却される廃棄物等を除く。)の処理等、一般廃棄物処理施設の維持管理、ごみ搬入道路、ポイ捨て防止による環境美化促進、不法投棄防止、旧ごみ焼却施設の解体及び跡地利用施設整備及び公衆便所の維持管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、し尿等下水道放流施設維持管理負担金(578万7,000円)、し尿等処分手数料(340万7,551円)、資源ごみ収益金(264万6,058円)、クリーン推進課内光熱水費(4万2,986円)である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、クリーン推進課事務所維持管理負担金(278万7,491円)、日本環境衛生センター年間負担金(5万円)、無線機維持管理負担金(4万3,032円)等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、リサイクルプラザ施設等賠償責任保険料、平成20年度安全運転管理者会費及び安全運転管理者講習会負担金等である。

概算払による支払いは、旧ごみ焼却施設の解体撤去に係る資料収集及びリサイクル施設建設に係る資料収集の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理され手居るものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、一般家庭用ごみ収集運搬業務(8億587万1,000円)、リサイクルプラザ維持管理業務(4,373万2,500円)、マテリアルリサイクル推進施設整備計画支援業務(2,278万5,000円)、汚水処理場維持管理業務(2,198万4,000円)、一般資源化びん処理業務(1,836万円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、那覇市旧ごみ焼却施設解体工事(1億5,666万円)、最終処分場跡地多目的広場整備工事(2,919万円)、し尿中継槽解体工事(1,932万2,100円)等である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、し尿中継槽施設土地賃借料(163万384円)、タクシー使用料(34万7,249円)、複写機賃借料(32万6,694円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、ペットボトル圧縮梱包機点検及び修繕(132万585円)、遠心脱水機定期自主検査修繕(98万7,000円)、選別設備点検調査修繕(85万500円)、リサイクルプラザ構内すべり止め修繕(56万2,590円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地、建物について

土地は、埋立用地8万2,904.11㎡、清掃工場3万2,510.77㎡、ごみ処理施設1,677.00㎡、汚水調整池3,260.00㎡及びごみ処理施設等(無償貸与)3万6,085.00㎡である。

建物は、清掃工場(焼却炉)4,662.99㎡、ごみ処理施設(リサイクルプラザ)3,711.47㎡、清掃工場(汚水処理施設)1,355.01㎡、し尿等下水道放流施設1,300.91㎡、クリーン推進課事務所1,017.69㎡及び公衆便所(11箇所)211.24

m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

環境保全課

1 職員の配置状況

環境保全課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹1人、主査4人、主任主事4人、主事1人、予防主査2人、主任予防技術員1人及び予防技術員9人の計24人である。その他は、非常勤職員1人、臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

環境保全課は、環境保全、公害防止に関する施設及び実施計画、公害の苦情処理相談及び紛争の処理、自然保護、屋上及び壁面緑化、狂犬病の予防、ハブ対策、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく業務、空き地管理及びそ族昆虫の駆除に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、畜犬登録手数料(15万1,850円)等である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、いなんせ斎苑管理運営負担金(9,441万8,000円)、漫湖水鳥・湿地センター管理運営負担金(472万2,000円)、国場川水あしび負担金(63万2,000円)、沖縄県公衆衛生協会運営負担金(34万4,347円)等である。

補助金の支出は、生活排水対策推進事業補助金(313万6,000円)、テレビ受信障害対策事業補助金(253万6,615円)及び屋上・壁面緑化助成金(222万8,000円)等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による主な支払いは、環境啓発事業(大嶺海岸観察会、ホテル観察会、星空観察会、湧水めぐり等)の報償費及び火災保険料、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議運営負担金等である。

概算払は、屋上・壁面緑化推進事業補助金、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議及び公害苦情相談員等ブロック会議の出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、自然環境保全・再生事業(700万円)、環境啓発事業(147万円)、市内河川等水質調査(110万2,500円)、河川水質浄化実証事業(92万2,000円)、狂犬病予防法による登録事務等に関する業務(81万807円)等で

ある。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、業務用自動車の賃借料(42万4,620円)、タクシー使用料(19万2,770円)、複写機賃借料(13万7,961円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、自動車修繕(8万8,068円)、普通騒音計修理(5万5,755円)及びオートバイ修理(3万429円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地、建物について

建物は、遺骨安置所 52.06 m²である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 予算計上について(注意事項)

那覇市墓地等に関する基本方針策定事業として32万2,000円(報償費16万8,000円、業務委託料15万4,000円)予算計上しているが、全額未執行となっている。

予算計上にあたっては、事業に係る経費を適正に算定し適切な予算の計上となるよう注意されたい。

(2) 屋上・壁面緑化助成金について(要望事項)

ヒートアイランド現象の緩和と潤いのある空間を創出するため、屋上や壁面等の緑化工事を施工する市民に対し助成金を交付しているが、平成20年度予算額660万円に対し291万6,000円(執行率44.2%)の助成額にとどまっている。

当該助成事業の市民への広報の強化や市民がより利用し易い制度となるよう検証し、予算の有効活用に努められたい。

(3) 物品管理について(注意事項)

備品台帳に登録されている備品について保管状況を確認したところ、そ族昆虫駆除に使用する噴霧器3個(平成17年度取得、1万5,000円/個)が購入時の梱包で未開封のまま保管されていた。

物品の納品を受けたときは、品質、形状、数量等进行检查し収納しなければならないが、納品された物品が未開封のまま保管されていたことから、納品時における検収が行われておらず、また、購入から3年余り未使用であることから、備品の購入時期も不適切である。

物品の購入にあたっては、備品の使用状況を十分に把握し必要な数量を購入し、納品時の検収も適切に実施するよう注意されたい。

生涯学習部

総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 4 人、主幹 2 人、主査 8 人、指導主事 1 人、主任主事 2 人、主事 2 人、保健師 1 人の計 21 人である。その他、非常勤職員 193 人である。

2 主な所掌事務

総務課は、教育委員会会議、秘書及び渉外、請願及び陳情、教育長協会等の教育団体、条例、規則等の制定、改廃及び解釈、情報公開及び個人情報保護、文書及び公印、庁内共用備品の調達及び管理、議会との連絡事務、災害対策等、庁舎管理、教育委員会例規審議会、教育行政に関する相談、基本構想、基本計画（教育行政運営ビジョンを含む。）の策定及び推進、重点施策の策定、主要事業の進行管理、実施計画、予算の編成及び決算、組織及び定数、事務管理、余裕教室及び空き教室、「なは教育の日」、局議、市費負担職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱い、市費負担職員の勤務条件、市費負担職員の研修、職員の安全及び衛生管理、市費負担職員の福利厚生及び公務災害、市費負担職員の賃金及び報酬、学校規模の適正化及び適正配置、両部に係る総合調整等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県市町村教育委員会連合会（51 万 9,680 円）、沖縄県市町村教育長協会（50 万 5,590 円）、沖縄県高等学校定時制通信制教育振興会（3 万 8,789 円）、沖縄県社会保険協会（3 万 2,500 円）、安全衛生管理者選任時研修（1 万 9,260 円）、市町村アカデミー研修「企画事務」（3 万 7,500 円）等への負担金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、沖縄県市町村教育委員会連合会負担金、沖縄県市町村教育長協会負担金、公共図書館における利用者・レファレンスサービスの調査研修旅費、指定管理者制度に係る体育施設の視察旅費、市町村アカデミー研修負担金等である。

概算払による支払いは、全国都市教育長協議会大会、九州都市教育長協議会大会、沖縄県市町村教育委員会連合会大会、那覇地区市町村教育長会視察研修会、市町村教育委員会研究協議会（第 2 ブロック）旅費である。

これらについて審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、庁舎警備業務（529 万 2,000 円）、教育長専用車運転業務（240 万円）、庁舎清掃業務（220 万 5,000 円）、定期健康診断業務（188 万 3,070 円）、庁舎塵芥処理業務（21 万 8,000 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、電話交換機等設備賃貸借(664万2,720円)、教育委員会庁舎敷地賃借(247万2,576円)、教育長車賃借(64万8,900円)、教育委員会共用車賃借(39万7,080円)、教育委員会文書配送車両賃借(33万3,900円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、L型握りバー取付他15件(123万600円)、印刷機修繕他2件(4万5,385円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

建物は、教育委員会庁舎2,333.00㎡、倉庫81.50㎡である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月7日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 小学校・中学校管理事務費に係る支出負担行為の会計年度所属区分について(是正事項)

消耗品費の歳出については、支出負担行為を4月以降に3月31日付けで遡って処理している。会計年度所属区分については、地方自治法施行令第143条第1項第5号で規定されており、その支出負担行為をした日の属する年度が会計年度所属区分となることから、同施行令に従って、処理されたい。

また、この是正事項については、前回の監査でも指摘をされており、適切な対策を講じられたい。

(2) 教育長専用車運転業務の随意契約について(注意事項)

教育長専用車運転業務(契約額240万円)の随意契約については、予算額が予定価格を設定すべき金額であるにも係らず、設定されないまま締結を行っている。那覇市契約規則第21条の2(予定価格の決定)の規定を適用し予定価格を設定するよう、同規定を順守されたい。

生涯学習課

1 職員の配置状況

生涯学習課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主査2人、主任技師1人、主任主事2人、主事1人の計8人である。その他、臨時職員2人である。

2 主な所掌事務

生涯学習課は、生涯学習の推進に係る企画・調査及び総合調整、生涯学習の推進に係る広報、啓発活動及び関連事業、生涯学習関連のデータベースの整備及び提供、学校開放の総合的推進、社会教育に関する企画、調査及び総合調整、社会教育施設の設置及び廃止、那覇こどものためのデザイン事業、社会教育関係団体の育成及び指導助言、社会教育実習、育英事業、社会教育指導員、市民文化、ユネスコ活動、社会教育関係職員の研修に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金及び補助金について

負担金の支出は、沖縄県社会教育委員連絡協議会負担金(5万3,000円)、那覇地区社会教育委員連絡協議会負担金(3万9,000円)、全国生涯学習市町村協議会年会費(3万円)、沖縄県社会教育指導員連絡協議会負担金(1万5,000円)、沖縄県社会教育指導員研修会参加負担金(6,000円)である。

補助金の支出は、育英事業(627万3,000円)、那覇市PTA連合会運営補助金(219万5,000円)、那覇市婦人連合会運営補助金(96万円)である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、沖縄県社会教育指導員連絡協議会負担金、第16回沖縄県社会教育指導員研修会参加負担金及び費用弁償、社会教育行政担当者研修会に伴う費用弁償、社会教育指導員研修会に伴う講師謝礼金、行政財産目的外使用料過誤納金の還付である。

概算払による支払いは、生涯学習振興費補助金(那覇市PTA連合会・那覇市婦人連合会)、那覇市育英会補助金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、繁多川図書館業務委託(1,714万8,000円)、繁多川公民館業務委託(1,495万2,000円)、那覇市子育て支援ブックスタート業務委託(169万4,000円)、那覇こどものためのデザイン室運営業務委託(313万2,360円)である。

(2) 工事及び設計委託の契約について

工事及び設計委託の契約は、牧志・安里公民館図書館(仮称)設置事業実施設計業務委託(1,206万4,500円)、小祿南公民館・図書館屋上防水改修工事(565万9,500円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、石嶺スポーツ文化プラザ用地賃借料(640万9,185円)、中央公民館・中央図書館敷地賃借料(80万6,520円)、キャノン複写機賃貸借契約(6万3,000円)、図書館及び公民館職員駐車場賃借料(2万5,788円)、コピーチャージ料他21件(20万5,102円)である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、FAX修繕費(1万500円)、大道小学校地域・学校連携施設照明器具修繕他5件(10万3,801円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理

(1) 土地、建物について

土地「行政財産(公簿面積)用途:公民館 合計13,899.75㎡」、建物「行政財産 合計16,344.37㎡ 内訳:公民館10,836.96㎡、図書館4,484.25㎡、他1,023.16㎡」である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 5 月 7 日備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

市民スポーツ課

1 職員の配置状況

市民スポーツ課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 4 人、主任主事 3 人、主事 2 人の計 12 人である。その他、非常勤職員 1 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

市民スポーツ課は、社会体育に関する企画、調査及び研究、社会体育施設の設置、管理及び廃止、体育指導委員、社会体育関係団体の育成及び指導助言、レクリエーション、学校体育施設の開放、所管する公の施設等の管理運営、奥武山野球場の建設・整備、全国高等学校総合体育大会に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の主な支出は、那覇市体育協会(507万8,000円)、沖縄県体育指導委員協議会(8万4,700円)、那覇・浦添地区体育指導委員協議会(6万8,000円)への団体負担金である。

補助金の主な支出は、高円宮賜杯第 28 回全日本学童軟式野球大会(24万5,604円)、第 25 回西日本学童軟式野球大会派遣(23万7,272円)、西日本スポーツ少年団サッカー交流大会(21万5,656円)、第 20 回毎日卒業記念少年サッカー大会(21万912円)、平成 20 年度(第 28 回)九州スポーツ少年団軟式野球交流会(20万4,517円)、第 32 回全関西ミニバスケットボール交歓大会、フレンドシップ交流会等に係る補助金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校体育施設開放管理指導員報償費、地域スポーツ教室報償費、体育指導員報酬及び同指導員研修会参加負担金等である。

概算払による支払いは、NPO法人那覇市体育協会への補助金、平成 20 年度全国高等学校総合体育大会埼玉大会視察旅費等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、(仮称)那覇市営奥武山野球場内スポーツ博物館実施設計及び展示制作委託業務(220万5,000円)、(仮称)那覇市営奥武山野球場その他関連施設整備工事(管理)業務委託(2,302万7,000円)、奥武山公園内サブグラウンド等整備工事設計業務委託(1,048万2,150円)である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約については、(仮称)那覇市営奥武山野球場その他関連施設整備工事(内野スタンド棟建築1工区)(15億5,108万3,000円)(仮称)那覇市営奥武山野球場その他関連施設整備工事(照明棟・建築)(2億5,988万3,500円)(仮称)那覇市営奥武山野球場その他関連施設整備工事(多目的屋内運動場・建築)(1億8,293万8,000円)(仮称)那覇市営奥武山野球場その他関連施設整備工事(内野スタンド棟建築2工区)(1億8,434万2,000円)(仮称)那覇市営奥武山野球場その他関連施設整備工事(内野スタンド棟建築3工区)(1億8,347万5,000円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校体育館清掃用モップ賃借料(106万9,960円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、金城中屋外水銀灯取替え修繕料(229万1,468円)那覇市民首里石嶺プールろ過・移送ポンプ取替修繕(82万9,500円)那覇市民首里石嶺プール天窓フェンス工事(63万円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

土地については、ゲートボール場(1,991.34 m²)建物については、那覇市民首里石嶺市民プール(1,009.99 m²)ゲートボール場の便所(5.10 m²)である。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月7日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 体育指導委員事業消耗品費等の会計年度所属区分について(注意事項)

体育指導委員事業需用費消耗品費及び全国高等学校総合体育大会開催事業備品購入費の歳出については、支出負担行為を翌年度の4月以降に3月31日付けで遡って処理している。

会計年度所属区分については、地方自治法施行令第143条第1項第5号の規定によりその支出負担行為をした日の属する年度が会計年度所属区分となることから、同法施行令に従って、処理されたい。

(2) 沖縄県体育指導員研究大会等参加負担金について(注意事項)

沖縄県体育指導員研修会及び九州地区体育指導員研究大会並びに沖縄県体育指導員研修会参加負担金については要務日より2~3週間前に資金前渡により支出がされており、また、要務が終了する前に精算が行われている。

過不足や天候(台風等)のため中止や不参加及び一時借入等を考慮し、適切な支払い時期を見極めて支出し、又、精算については、要務終了後那覇市会計規則第57条第1項(資金前渡の精算)を順守されたい。

文化財課

1 職員の配置状況

文化財課の職員配置状況は、課長1人、副参事1人、主幹2人、主査1人、専門員主査2人、主任技師1人、主任主事1人、主任専門員3人、主事2人、専門員1人の計15人である。その他、非常勤職員13人、臨時職員4人である。

2 主な所掌事務

文化財課は、文化財の保存及び活用に関する企画、調査及び研究、指定文化財の維持管理、文化財調査審議会、文化財関係団体の育成及び指導助言、世界遺産、芸術文化の振興、埋蔵文化財の発掘調査、埋蔵文化財の保存及び活用、所管する公の施設等の管理運営に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国史跡整備市町村協議会(4万円)、沖縄地区史跡整備市町村協議会(2万円)、文化財指定庭園保護協議会(5千円)及び全国史跡整備市町村協議会大会参加負担金(1万円)である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、箕隅原C遺跡出土遺物資料整理の指導旅費、伊江殿内庭園環境整備事業に係る旅費、渡地村跡出土遺物資料整理の指導旅費、伊江殿内庭園保存整備事業に係る県外旅費、伊江殿内庭園保存整備事業に係る県外委員の旅費等である。

概算払による支払いは、平成21年度文化財関係補助事業計画事業聴取(ヒヤリング)に係る旅費、伊江殿内庭園保存整備事業に係る県外委員の旅費、伊江殿内別邸庭園文化財指定申請文化庁ヒヤリングに係る旅費、渡地村跡発掘調査の資料収集旅費、第43回全国史跡整備市町村協議会大会に係る旅費である。

これらについて審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、鏡水名座原遺跡発掘調査業務(1,522万5,000円)、字大嶺村跡分布調査業務(1,491万円)、識名園管理運営業務(989万2,000円)、市指定文化財及び市所有文化財清掃業務(449万4,000円)、玉陵管理業務(423万7,000円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事請負契約は、国指定重要文化財「新垣家住宅登窯」緊急保護工事(129万6,750円)、識名園排水整備工事(その六)(97万6,500円)、文化財説明版設置工事(79万8,000円)、首里金城町石畳道保存修理工事(72万9,750円)である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、三原資料室賃借料(540万円)、神原資料室賃借料(267万3,000円)、重機使用料(168万7,980円)、パソコンリース他4件(123万350円)、車両リース(123万2,100円)等である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、玉陵ガイドンス施設内監視カメラ修繕(2万5,200円)、カメラ修繕(6万1,950円)、車の車検(3万9,399円)、識名園駕籠屋傾き等修繕他6件(82万7,400円)、畳表替え修繕他5件(45万1,930円)等である。

(5) 補償、補填及び賠償金の契約について

補償契約は、国指定名勝伊江殿内庭園用地買上げに伴う物件補償(6,526万6,000円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

ア 土地(行政財産:52筆)

土地は、那覇市文化財用地泊外人墓地、安谷川、金城町大樋川、仲の川、新垣ヌカー、潮汲川、上ヌ東門カー、下ヌ東門カー、加良川、宝口樋川、シーマシ嶽、雨乞嶽、寒水川樋川、安谷川嶽、さくの川、ガーナー森、識名園、玉陵、旧崇元寺第一門及び石牆、円覚寺跡、園比屋武御嶽、伊江殿内庭園、美連嶽、火立毛、史跡銘苅墓跡群である。

イ 建物(行政財産:3棟)

建物は、玉陵(奉円館、東の御番所)、埋蔵文化財仲井真収蔵庫である。

これらについて、公有財産台帳の副本及び関係付属図面等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて審査した結果「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 教育費雑入、電気水道料実費徴収分の当初予算への計上について(注意事項)

識名園売店の事業者からの電気水道料の実費徴収については、平成19年度から収入が発生しているが、当初予算に計上されていない。地方財政法第3条第2項の規定に基づき、当初予算に計上されたい。

(2) 文化財指定庭園保護協議会会費の資金前渡による支払の精算について(注意事項)

文化財指定庭園保護協議会会費については、要務日終了後、7日を超えた日をもって精算を行っている。資金前渡による支払は、那覇市会計規則第57条で規定されている期間内で精算を行うことになっており、同規定を順守されたい。

(3) 玉陵管理業務及び識名園管理運営業務について(注意事項)

玉陵管理業務及び識名園管理運営業務については、本市と受託事業者との間に業務仕様書等の運用についての齟齬などがあり、業務の円滑な運営が困難となったため、年度中途において受託事業者の変更を行っている。文化財の管理、運営を行う事業者の選定等については、より慎重にされたい。

また、両業務の委託契約については、予算額が予定価格を設定すべき金額であるにも係らず、いずれも設定されないまま締結を行っている。那覇市契約規則第21条の2の規定を適用し予定価格を設定するよう、同規定を順守された

い。

(4) 販売目的の書籍等の管理について(是正事項)

販売目的の書籍「世界遺産まーい」、「首里まーい」及び「小禄まーい」他 7 件については、帳簿上の冊数と現品有高(在庫高)とに差異が生じている。

これらについては、前回の監査でも差異が生じていることを指摘されたが、いまだ適切な改善が図られていない現状にある。定期的な在庫確認と保管、管理体制の強化など適切な対策を講じられたい。

施設管理課

1 職員の配置状況

施設管理課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 1 人、主査 6 人、主任主事 2 人、技師 3 人の計 14 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

施設管理課においては、教育施設に関する企画・調査及び研究、教育施設の建設計画、施設の維持補修工事、教育財産台帳の整理保存、学校施設の維持及び管理(警備、目的外使用許可及び災害共済を含む)、学校用地(幼稚園用地を含む)の取得・管理及び賃借、施設の防災計画書の取りまとめ、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況について

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県地区防音事業連絡協議会 13 万円、沖縄県公立文教施設整備期成会 2 万円の団体負担金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成 15 年度～平成 19 年度分学校施設目的外使用料過誤納金還付金、平成 20 年度小学校借用校地賃借料の供託金、平成 20 年度中学校借用校地賃借料の供託金、学校施設の耐震補強マニュアル講習会出席負担金、旅費等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、警備業務委託(小学校 9 件 2,808 万 514 円、中学校 8 件 1,325 万 496 円)、自家用電気工作物保安管理業務委託(小学校 2 件 442 万 7,850 円、中学校 2 件 257 万 400 円)、消防用設備保守点検業務委託(小学校 2 件 1,066 万 2,560 円、中学校 2 件 590 万 1,400 円)、冷房機及び空調設備保守点検業務委託(小学校 4 件 531 万 2,859 円、中学校 4 件 405 万 3,141 円)、荷物用昇降機保守点検業務委託(小学校 5 件 377 万 6,428 円、中学校 5 件 122 万 8,432 円)等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、校舎維持補修(小学校 21 件 1,783 万 365 円、中学校 16 件 1,371 万 1,950 円)、消防設備改修(小学校 4 件 402 万 6,750 円、中

学校1件98万7,000円)、城岳小学屋内運動場関連改築等(4件、2億3,233万931円)、古蔵小学校校舎関連改築等(2件、1,420万円)、城北小学校校舎防音復旧関連等(3件、8,649万7,453円)、松島中学校校舎関連改築等(7件、3億4,325万1,225円)、古蔵中学校屋体・水泳プール関連改築(1件、1,964万2,350円)等の工事である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約については、安謝小学校(幼稚園含)818.00㎡、城東小学校(幼稚園含)4,156.86㎡、城南小学校(幼稚園含)2,196.50㎡、真嘉比小学校(幼稚園含)6,224.10㎡、大道小学校1,411.73㎡、松川小学校(幼稚園含)1,186.00㎡、識名小学校1,768.50㎡、壺屋小学校(幼稚園含)627.50㎡、与儀小学校2,978.36㎡、城岳小学校(幼稚園含)737.07㎡、垣花小学校176.00㎡、松島小学校(幼稚園含)7,908.69㎡等の小学校(幼稚園含)合計で30,189.31㎡(借地割合4.81%)、安岡中学校6,990.47㎡、首里中学校6,339.37㎡、真和志中学校633.00㎡、石田中学校4,493.18㎡、寄宮中学校2,503.73㎡等の中学校合計で20,959.75㎡(借地割合6.06%)の賃貸借契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理については、土地(学校用地974,241.11㎡、繁多川無縁墓地用地317.00㎡)、建物(小学校校舎215,738㎡、屋内運動場36,789㎡、プール12,654㎡、中学校校舎118,155㎡、屋内運動場20,748㎡、プール6,607㎡)の使用状況を財産台帳の副本により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等について

(1) 学校施設目的外使用料過誤納還付金支払いについて(注意事項)

学校施設目的外使用許可の電柱等の使用料は、平成3年度「那覇市行政財産使用料条例」改正に伴い、「那覇市道路占用料徴収条例」別表を適用し徴収すべきであるが、条例改正を見落とししたことにより、従前の規定を適用し過大徴収が行われ還付が発生した。

根拠規定の改正等を見落とさないよう充分注意を払い事務処理されたい。

(2) 学校施設の耐震補強マニュアル講習会の旅費・負担金の資金前渡による支払いの精算について(注意事項)

学校施設の耐震補強マニュアル講習会旅費、負担金について、那覇市会計規則第57条の規定による期間内の精算がされていない。資金前渡は、要務が終了した日から7日以内に処理されたい。

中央公民館(市立公民館7館のうち、中央公民館、久茂地公民館、若狭公民館、石嶺公民館について実施した。)

1 職員の配置状況

各公民館の職員配置状況は、中央公民館は課長1人、主幹1人、主任公民館主事2人、公民館主事1人の5人である。その他、非常勤職員3人、臨時職員1人である。久茂地公民館は主査1人、主任公民館主事1人、公民館主事1人の計3人である。その他、非常勤職員4人である。若狭公民館は主査1人、主任公民館主事1人の計2人である。その他、非常勤職員3人である。石嶺公民館は主査1人、主任公民館主事2人の計3人である。その他、非常勤職員2人である。

2 主な所掌事務

公民館は、講座の開設、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。体育、レクリエーション等に関する集会の開催、各種の団体、機関等の連絡、施設を市民の集会その他公共的利用に供する。学習団体の育成、学習相談、広報(館報等)、所管する複合施設の維持管理、その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業、館内庶務、プラネタリウムの投影(久茂地公民館)市全域にわたる事業(中央公民館)公民館相互の連絡調整及び統括(中央公民館)公民館運営における市民との協働に関する(中央公民館)事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、納付書兼調定票、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金について

[石嶺公民館]

自動販売機等電気使用料実費徴収金(2万5,822円)である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

[中央公民館]

沖縄県公民館連絡協議会(17万4,100円) 那覇地区公民館連絡協議会(11万2,000円) 沖縄県公民館主事協会(3,000円)である。

(3) 資金前渡・概算払について

[中央公民館]

資金前渡による支払いは、少年教室等の講師及び補助員への報償費等である。概算払による支払いは、社会教育指導員研修等に伴う費用弁償である。

[久茂地公民館]

資金前渡による支払いは、プラネタリウム朗読会等の講師謝礼金である。

[若狭公民館]

概算払による支払いは、少年教室「野外活動に挑戦」に係る費用弁償等である。

[石嶺公民館]

資金前渡による支払いは、少年教室「やんばるで星空観察とハイキング」に係る費用弁償である。

概算払による支払いは、少年教室「やんばるで星空観察とハイキング」に係る旅費である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

[中央公民館]

那覇市公民館・図書館警備業務(1,576万2,996円) 那覇市公民館・図書館清掃業務(1,313万4,900円)、那覇市教育委員会庁舎・社会教育施設(公民館・図書館)アスベスト調査業務(73万5,000円)である。

[久茂地公民館]

プラネタリウム保守点検(68万7,750円) 冷房保守点検(67万2,000円) エレベータ保守点検(50万4,000円) 塵芥処理(16万5,000円) 消防保守点検他5件(61万2,675円)である。

[石嶺公民館]

エレベータ保守点検業務(45万6,000円) 塵芥処理業務(11万4,000円) 空調設備保守点検他7件(113万5,250円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

[中央公民館]

中央公民館他1館の印刷機賃貸借(46万3,050円)、タクシー使用料他4件(20万742円)である。

[久茂地公民館]

タクシー使用料他1件(8万5,960円)である。

[若狭公民館]

タクシー使用料(7万2,190円)である。

[石嶺公民館]

タクシー使用料他1件(14万2,966円)である。

(3) 修繕料の契約について

[中央公民館]

ワイヤレスチューナー修繕他2件(5万6,840円)である。

[久茂地公民館]

冷水機給水管修理他3件(5万4,000円) 火災受信機取替修繕他14件(139万1,805円)である。

[若狭公民館]

印刷機修理他2件(4万4,250円)である。

[石嶺公民館]

雨漏り修繕(29万1,900円) 公用車車検整備(3万6,907円) 非常用発電機蓄電池交換及び機関整備他6件(101万3,390円) 印刷機修繕他7件(3万2,970円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

各公民館における物品の出納及び保管等について、平成21年5月12日、中央公民館、久茂地公民館、若狭公民館、石嶺公民館において、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

久茂地公民館及び若狭公民館の修繕等に係る見積書の徴取について（注意事項）

久茂地公民館及び若狭公民館の随意契約による冷水機給水管修理及び印刷機（輪転機）等の修繕に係る見積書については、那覇市契約規則第 21 条の 3 の規定により、なるべく 2 人以上から見積書を徴されたい。

中央図書館

1 職員の配置状況

図書館の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 10 人、主任主事 8 人、主事 8 人の計 29 人である。その他、非常勤職員 43 人、臨時職員 2 人である。その内、中央図書館の職員の配置は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 4 人、主事 2 人の計 12 人に、非常勤職員 8 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

中央図書館は、図書館奉仕、レファレンス及び読書相談、図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等、図書館資料の保存、障がい者のための資料の収集及び宅配サービス、寄贈図書を受け入れ、読書会、おはなし会その他の読書推進事業の主催及びその関係団体の支援、他の公共図書館及び学校図書館等との図書館資料の相互貸借、学校、社会教育関係団体等への視聴覚教材等の貸出し、図書館コンピュータシステムの運営管理、統計及び広報、図書館運営の調査研究及び企画、図書館関連要綱等の内規の制定、図書館業務の総括、図書館運営における市民との協働、所管する複合施設の維持管理、その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県公共図書館連絡協議会負担金（7 万 6,000 円）、日本図書館協会負担金（5 万円）、沖縄県図書館協会負担金（5,000 円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇市立図書館協議会委員の報酬及び費用弁償、図書館ボランティアの保険加入、「慰霊の日」講演会講師謝礼金（中央図書館）、読書週間記念講演会講師謝礼金（中央図書館）、中央公民館まつり「わくわく子ども会」出演謝礼金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、公民館・図書館警備業務委託（1,202 万 4 円）、清掃業務委託（図書館分）（973 万 4,100 円）、新刊全件マーク作成業務委託（304 万 5,000 円）、図書搬送業務（175 万 2,700 円）、昇降機保守点検業務委託（若狭図書館）（81 万 9,500 円）、空調設備保守点検業務委託（中央・若狭）（73 万 5,000 円）、空調設備保守点検業務委託（繁多川）（64 万 500 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、図書館コンピュータシステム(1,532万1,600円)複写機賃貸借(中央図書館・久茂地図書館・首里図書館)(67万2,000円)若狭公民館・図書館空調設備等賃貸借及び光熱水費削減保証サービス(60万4,800円)マイクロフィルムリーダープリンタ賃貸借(44万7,300円)複写機賃貸借(小禄南図書館・若狭図書館・石嶺図書館)(42万円)那覇市立図書館ハウジングサービス利用(36万円)図書館配本連絡用車両賃貸借(32万8,860円)複写機賃貸借(繁多川図書館)(15万6,000円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、高圧受変電設備修繕他21件(183万7,001円)マルチプロジェクターの修理他9件(44万5,235円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月8日中央図書館、同月12日に石嶺図書館、若狭図書館、久茂地図書館の備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

需用費(修繕料)の随意契約事務について(注意事項)

需用費の修繕契約について、随意契約の理由等が記載されずに事務執行されたものが2件見られた。やむなく随意契約を行なう場合は、那覇市契約規則第21条第1項(随意契約によることが出来る限度額等)の限度額以内であっても、理由及び適用条項の明記と同規則第21条の2(予定価格の決定)による予定価格の設定等を事前に行う必要があることから同規則に基づく適正な事務執行をされたい。

学校教育部

学校教育課

1 職員の配置状況

学校教育課の職員の配置状況は、課長1人、副参事3人、指導主事7人、主幹1人、主査1人、主任主事3人、主事2人の計18人である。その他、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

学校教育課においては、学校経営に関する指導助言、教育課程及び教育内容の指導助言、学校教育に関する企画・調査及び研究、教科領域研究団体の助成、教科用図書の採択、就学指導委員会、学校教育実習、学校の設置及び廃止、県費負担教職員の免許・任免・分限・懲戒・表彰及び服務その他身分取扱い、県費負担教職員の福利厚生及び公務災害、県費負担教職員の研修、校長連絡協議会・教頭連絡会、学校保健に係る調査・研究及び統計並びに計画及び実施、教職員・児童・

生徒の健康診断、学校結核対策委員会、学校環境の衛生管理、学校安全(スクールゾーン等を含む)及び日本体育・学校健康センター、所管する教育機関の指導助言及び総合調整、学校教育部に係る総合調整、部内の他課に属しないこと、課内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の支出は、日本スポーツ振興センターへの共済負担金(小学校994万8,432円、中学校454万3,908円)等である。

補助金の支出は、那覇地区中学校体育連盟主催事業(387万4,765円)、那覇地区中学校文化連盟主催事業(126万1,894円)、県外派遣選手費(小学校455万9,000円、中学校473万7,600円)、教育団体大会等補助金(52万7,500円)等に係る補助金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校保健関係非常勤職員報酬、定期健康診断等の業務委託料等である。

概算払による支払いは、平成20年度学校安全推進フォーラム参加旅費、小学校児童県外派遣補助(第34回九州アンサンブルコンテスト補助)等である。

これらについて審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、学力向上対策調査・研究委託事業(50万円)、塵芥処理業務(小学校885万7,490円、中学校443万6,640円)、汚水・し尿処理施設維持管理業務(小学校109万4,535円、中学校83万5千円)、貯水槽清掃業務(小学校366万7,200円、中学校171万9千円)、廃棄蛍光管処理業務他13件(小学校99万8,889円、中学校81万2,569円)、定期健康診断業務(小学校4,380万2,414円、中学校2,073万9,873円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校保健室用パソコン一式賃貸借(小学校168万9,300円、中学校91万500円)、コンピュータ機器等リース(小学校16件(1億329万3,204円)、中学校4件(6,822万9千円))等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、泊小学校階段等中央ライン塗装修繕他5件(146万970円)、那覇中学校LAN修繕その外1件(12万8,520円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

第 4 5 回九州進路指導研究大会運営補助等の概算払による支払いの精算について(注意事項)

大会等運営補助金を概算払いにより交付しているが、一部において精算事務の遅れが見受けられる。これは大会等終了後に提出しなければならない実績報告書が期限内に提出されていないことによるものである。

那覇市補助金交付規則第 12 条(実績報告)及び那覇市学校教育関係団体等補助金交付要綱第 5 条(様式)によれば、補助事業者は事業完了後 30 日以内又は年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならないとなっている。補助事業者に対し期限の順守を指導されたい。

総合青少年課

1 職員の配置状況

総合青少年課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 2 人、主査 3 人、指導主事 3 人、主任主事 3 人、主任教育相談員 2 人、主事 1 人の計 17 人である。その他、非常勤職員 20 人である。

2 主な所掌事務

総合青少年課は、青少年問題及び青少年の健全育成並びに不登校対策に関する企画、調査及び研究、不登校への対応に係る学校への指導及び助言並びに支援、適応指導教室、児童生徒の問題行動、青少年に対する街頭指導、継続指導、青少年に関する相談その他教育相談、青少年施設の設置、管理及び廃止、青少年関係団体等との連絡調整、青少年団体等の育成及び指導助言に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金・補助金について

負担金の主な支出は、大平養護学校卒業生父母の会(7万2,756円)、西崎養護学校卒業生父母の会(4万7,752円)、沖縄県適応指導教室連絡協議会(1万円)、全国適応指導者教室連絡協議会(5,000円)、沖縄県青少年センター連絡協議会(3,000円)、全国青少年補導センター連絡協議会(2,000円)への負担金である。

補助金の主な支出は、那覇市青少年健全育成市民会議(396万8,000円)、那覇市青年団体連絡会(170万円)、プロジェクト未来なは(124万6,000円)、那覇市子ども会育成連絡協議会(51万9,000円)の補助金である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、地域自主開催成人式の報償費、那覇市青少年問題協議会委員の報酬、生徒サポーター傷害保険料、教育相談支援員傷害保険料等である。

概算払による主な支払いは、生涯学習振興費補助金、那覇市児童生徒県外交流事業旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、青少年旗頭事業業務委託（689 万円）那覇市児童生徒県外交流事業旅行業務（111 万 4,375 円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、公用車のリース賃貸借（38 万 520 円）複写機リース（23 万 9,400 円）複写機保守料金（11 万 5,568 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 21 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

沖縄県適応指導教室連絡協議会団体負担金について（注意事項）

団体負担金については、平成 19 年度交付先団体決算額収支比率 55.5%で収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越が見受けられた。

負担金は交付額の多寡にかかわらず財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、効率的・効果的な予算執行に検討されたい。

学務課

1 職員の配置状況

学務課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 4 人、主任主事 9 人、主事 2 人で合計 17 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

学務課は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、特別支援学級就学奨励費、学務に関する企画、調査及び研究、児童及び生徒の就学、通学区域の設定及び改廃、在籍調査及び学校基本調査、教科用図書の無償給与、学校物品の調達及び管理（備品台帳整備を含む）、学校事務処理体制の再構築、学校財務集中処理、共用備品の貸出管理に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、郵便料金、バス回数券交換差額（料金値上げに伴う）小中学校における医療費、準要保護学校給食費支給・学用品費支給、特別支援教育就学奨励費支給等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市学事・就学援助支援システム業務委託(559万5,000円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、備品管理システム用パソコン一式の賃貸借(338万1,840円)、小学校印刷機の賃貸借(270万6,480円)、識名小学校他5校及び那覇中学校他2校の電話交換機等設備賃貸借(175万7,700円)、城南小学校他12校の印刷機賃貸借(247万860円)、中学校印刷機の賃貸借(114万2,820円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、電話障害修繕他3件(6万6,248円)、電話機の修繕(5,565円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月11日に学務課及び銘苅小学校、与儀小学校、同月12日に、さつき小学校、首里中学校の備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

学校給食室

1 職員の配置状況

学校給食室の職員配置状況は、室長(1人)、主幹(1人)、主査(1人)、栄養士(1人)の計4人である。

2 主な所掌事務

学校給食室は、学校給食の企画、学校給食の運営指導、給食費、団体育成、調理業務の民間委託に関することを所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食研究協議会(12万9,305円)への団体負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、古蔵小学校給食調理業務(2,101万8,060円)、識名小学校給食調理業務(1,968万5,400円)、城岳小学校給食調理業務(1,745万2,050円)、給食調理場防虫駆除業務(76万7,847円)、給食関係職員検便検査業務(194

万1円)単独校残菜回収業務(410万円)給食室グリストラップ清掃業務(117万7,132円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、学校給食献立作成用パソコン導入事業(189万3,780円)首里学校給食センター用地賃借(589万3,936円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、牛乳保冷庫の修理他154件(575万2,071円)卓上野菜調理器の修理他23件(56万6,579円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

学校給食センターの土地は、小禄学校給食センター(1,233.15 m²)真和志学校給食センター(3,214 m²)建物是那覇学校給食センター(1,957 m²)首里学校給食センター(1,038 m²)小禄学校給食センター(973 m²)真和志学校給食センター(1,225 m²)である。公有財産台帳の副本及び関係附属図面等により審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

教育研究所

1 職員の配置状況

教育研究所の職員配置状況は、所長1人、指導主事3人、主査3人、主任主事3人の計10人である。その他、非常勤職員4人である。

2 主な所掌事務

教育研究所は、教育に関する専門的、技術的事項の調査、研究、情報の提供、収集及び広報、教育関係職員の研修、情報教育の推進、OA推進業務、所内庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金について

負担金の支出は、沖縄県教育研究所連盟(1万円)九州地区教育研究所連盟(6千円)全国教育研究所連盟(2万円)への団体負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、学力検査の業務(183万8,310円)、那覇市教育用ネットワーク運用業務(1,079万8,200円)迷惑メール対策業務(138万6千円)学校グループウェア運用業務(81万9千円)等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約の主なものは、那覇市立教育研究所情報教育機器等の賃貸借(169万5,960円)、人事システム用OA機器他の賃貸借(130万320円)、市教委庁舎内サーバー他の賃借料(51万8,736円)、コンピュータ保守点検指導員用OA機器他の賃貸借(32万3,820円)である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、備品の修繕他60件(210万8,948円)等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月11日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

学校給食センター

1 職員の配置状況

学校給食センターの職員配置状況は、所長(1人)、副所長(4人)、主任主事(3人)、主事(1人)、調理主査(4人)、主任調理員(8人)、調理員(32人)、運転手(5人)で計58人である。その他、県費栄養職員は8人である。

2 主な所掌事務

学校給食センターは、給食センターの管理運営、給食センター運営委員会、給食費の執行、賄材料の調達及び検収、献立の作成及び栄養に関する業務、調理及び運搬、その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業、学校給食センター全般の庶務(小禄給食センター)、所内庶務、予算(真和志センター：輪番制)に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会(2万1,660円)への団体負担金、安全運転管理者講習会(8,400円)への出席負担金である。

(2) 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、那覇・首里・小禄・真和志学校給食センター運営委員会の委員への報酬、費用弁償、安全運転者講習会への出席負担金である。これらについては提出された資料等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約の主なものは、4給食センターボイラー管理業務(1,974万円)、4給食センター警備業務(719万9,850円)、那覇・小禄給食センター残飯処理業務(183万8,550円)、首里・真和志・小禄給食センター塵芥処理業務(195

万1,950円) 首里・真和志給食センター残菜処理業務(159万6,000円) 首里・小禄給食センター産業廃棄物処理業務(71万6,100円)、那覇給食センター学校給食運搬業務(2,473万7,328円)である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、首里給食センター業務用給食運搬自動車の賃貸借(106万5,960円) 真和志給食センター給食運搬車リース(120万9,600円)等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、蒸気ボイラー整備修繕他36件(184万7,292円) 残菜処理機ベアリング交換他36件(125万2,965円)である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成21年5月11日に関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

焼物機リース事業の適正な執行について(注意事項)

焼物機リース事業の使用料及び賃借料については、予算現額217万7,000円に対し、支出済額126万525円であるが、平成20年7月7日に契約締結したため4ヶ月分に相当する73万6,400円が不用額になっている。予算編成方針に従って速やかに減額補正し、適正な執行管理をされたい。